

第48回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

株式会社ソリトンシステムズ

「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.soliton.co.jp>) 及び東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス) に掲載することにより株主の皆様提供しております。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその解任の理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて検証したうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行いました。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下の通りであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、経営理念、行動規範を定め、当社のみならずグループの社員等にこれを周知徹底すべくホームページに公表するとともに、取締役及び執行役員は法令及び倫理規範の順守を率先垂範する。
 - ・コンプライアンスやリスクマネジメント体制の整備を含むCSR活動を推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、社外取締役制度を採用し、意思決定のプロセスを含む経営全般の透明性を高める。
 - ・内部監査部門として内部監査室を設置し、当社全部門及びグループの業務プロセス及び業務全般の適正性等について内部監査を行う。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書については文書管理及び保存に関する規程に基づき、書面または電磁的媒体等その記録媒体に応じて適切に保存・管理し必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業構成や事業運営に関わる事業リスク、為替変動やカントリーリスクなど外部要因に基づくリスク、新技術開発・知的財産など技術競争力に関するリスク等は、関連する社内規定に基づき、取締役会、経営会議において管理し、必要な都度対策する。また製品の品質・欠陥や環境・災害・安全に関するリスク、情報セキュリティや反社会的勢力への対応、独占禁止法・輸出管理法・下請法などコンプライアンスに関するリスクなどについてはコンプライアンス委員会、及び総務部において重要リスクの洗い出しを行い、対策を講じる。万一不測の事態が発生した場合は、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し損害を最小限に止め事業継続体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の重要事項は毎月の取締役会で討議・決定し、必要に応じ臨時取締役会を開催し、討議・決定する。また、業務執行最高責任者である代表取締役社長に対して適切な助言を行うことを目的に、執行役員及び各部門の責任者から構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行事項についての方向性や方針の確認を行う。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
- ・当社が定める関係会社管理規程及び当社と子会社との間で個別に締結される管理契約等において、子会社の経営業績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
 - ・定期的または必要に応じて、当社及び子会社の取締役が出席する役員会を開催し、子会社において重要な事項が発生した場合には、子会社に対し当社へ報告することを義務付ける。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・グループ全体のリスク管理について定めるコンプライアンス規程においてリスクごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ・グループのコンプライアンス委員会において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対策を審議する。
 - ・不測の事態や危機の発生時にグループの事業継続を図るための計画を策定し、当社及び子会社の役員及び社員等に周知徹底する。
- ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
 - ・グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、これに準拠した体制を構築する。
- ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンス規程を作成し、当社グループの全ての役員及び社員等に周知徹底する。
 - ・グループにおいては、各子会社に、規模や業態に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する。
 - ・内部監査室は、内部監査規程、関係会社管理規程に基づき内部監査を実施する。
 - ・グループの役員及び社員等が直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを当社内に整備する。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべきスタッフは、監査等委員の指揮命令に従わなければならない。
- ⑦ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社に報告するための体制
- ・グループの役員及び社員等は、当社取締役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ・グループの役員及び社員等は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実について、これを発見次第、ただちに当社に報告する。
 - ・監査等委員会事務局は、定期的に監査等委員である当社取締役に対する報告会を実施し、グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
 - ・グループの内部通報制度の担当部署は、グループの役員及び社員等からの内部通報状況について、定期的に当社に報告する。
- ⑧ コンプライアンス違反に関する事項を報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・グループの監査役への報告を行った当社グループの役員及び社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び社員等に周知する。
- ⑨ 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況
- 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力や団体に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした対応で臨み、一切の関係を持たないことを基本的な方針としております。反社会勢力に対する統括部門を定め、必要に応じて警察や顧問弁護士、その他外部の専門機関と連携し、反社会勢力と対応する体制をとる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運営状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、以下の通り、より適切な内部統制システムの運用に努めます。

① コンプライアンス

当社は、当社及び子会社において、当社社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置しております。社員に対してコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関する意識・行動、コンプライアンス違反リスクの予防体制、内部通報制度の運用などの周知徹底を図る。また、社内にコンプライアンス・ホットラインを設置し、その通報先は、外部弁護士事務所及び社内窓口の総務部長と人事部長に設定しております。コンプライアンスの報告、内部通報報告、利益相反に関する報告は、取締役会で行なわれております。

② リスク管理体制

当社は、当社及び子会社が被る損失または不利益を最小限とするためにコンプライアンス委員会及び総務部において重要リスクの洗い出しを行い対策を講じることとしております。万一不測の事態が生じた場合には、迅速に社長のもとに対策委員会を設置し、損害を最小限に止める事業継続体制を整えることとしております。

③ 監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、毎月監査等委員会を定時ないし臨時に開催して情報交換を行うとともに、適宜グループの役員及び社員に対し業務執行にかかる事項について報告を求め、監査の実効性の向上を図っております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 5社
- ・連結子会社の名称 Soliton Systems, Inc.
Y Explorations, Inc.
Soliton Systems Europe N.V.
株式会社Sound-FinTech
株式会社サイバー防衛研究所

当連結会計年度において、索利通ネットワークシステム（上海）有限公司の出資持分を売却したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- ロ. 棚卸資産
- ・商品及び製品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ・原材料及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産
（リース資産を除く） 当社及び連結子会社は主として定率法。ただし、当社で2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。
- ロ. 無形固定資産
（リース資産を除く）
- ・市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ・その他の無形固定資産 定額法
- ハ. リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 当社及び連結子会社において従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ハ. 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支払見込額に基づき計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

市場販売目的のソフトウェアの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

ソフトウェア 210百万円（うち、市場販売目的のソフトウェア 39百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に基づいて、機能改良に要した費用や研究開発終了後の費用を、将来の収益獲得が確実な範囲で資産計上しており、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しております。また、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用として処理しております。

②主要な仮定

見込販売収益の算定における主要な仮定は、販売計画に基づく受注予測であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

見込販売収益の算定に用いた受注予測について、見積り時に想定できなかった要因により変動した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,396百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

当連結会計年度において、当社グループは減損損失を計上していません。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	19,738,888	—	—	19,738,888

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年2月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 722百万円
- ・1株当たり配当額 39円00銭
- ・基準日 2024年12月31日
- ・効力発生日 2025年3月28日

2025年8月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 482百万円
- ・1株当たり配当額 26円00銭
- ・基準日 2025年6月30日
- ・効力発生日 2025年8月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2026年2月13日の取締役会において次のとおり決議しております。

- ・配当金の総額 519百万円
- ・1株当たり配当額 28円00銭
- ・基準日 2025年12月31日
- ・効力発生日 2026年3月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は、主として短期的な預金及び安全性の高い有価証券等の金融資産にて行っており、投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については主として銀行借入によっております。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内規定に従い、必要に応じて信用状況の把握を行い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行う体制としております。

有価証券は、合同運用の金銭信託であり、短期間で決済されるため、価格変動リスクは低いと判断しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であります。株式等は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、時価の変動や発行体の財政状態等の定期的な把握を行い管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて為替オプション取引を実施しております。為替オプション取引は、当該リスクを回避し、安定的な利益を図る目的で、現有する外貨建債務及び仕入予想に基づき行う方針であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達にかかわるものです。流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)については、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、前述のリスクを回避するための為替オプション取引であり、信用リスクを軽減するために格付けの高い金融機関とのみ取引を行う方針であり、社内規程に基づき必要な承認手続きを受けたものについて、経営管理部が適切に実行及び管理する体制となっております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、記載すべき事項はありません。なお、「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 等	12

当連結会計年度において非上場株式等について16百万円の減損処理を行っております。

(注2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は430百万円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	ITセキュリティ	映像コミュニケーション	Eco 新規事業開発	
商品・製品	7,321	479	131	7,931
保守	5,452	53	-	5,505
クラウドサービス	2,652	99	-	2,751
役務その他収益	3,090	421	59	3,572
顧客との契約から生じる収益	18,516	1,053	191	19,762
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	18,516	1,053	191	19,762

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、電子証明書による認証とアクセス制御、情報漏洩対策、サイバーセキュリティ対策及びテレワークの為にセキュリティ対策などの製品/クラウドサービスの販売、その他にモバイル回線による高精細・短遅延の映像伝送システムやアナログ・デジタル混在半導体デバイス等の開発・販売を主要な業務としております。

セキュリティ関連ソフトウェアの販売については、主にアプライアンスやライセンス販売及びその保守サービスとクラウドサービスの2種類に分かれます。

アプライアンス、ライセンスの販売については、顧客にソフトウェア製品が提供された時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。保守サービス、初年度無償保守付アプライアンスの保守部分、保守付サブスクリプションライセンスについては、一定期間にわたって履行義務が充足されるため、契約期間に応じて収益を認識しております。

クラウドサービスについては、サービス提供の履行義務が、時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

また、約束した対価の金額は、通常短期のうちに支払期日が到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
契約資産（期首残高）	16
契約資産（期末残高）	-
契約負債（期首残高）	8,536
契約負債（期末残高）	8,931

契約資産は、顧客との契約における義務を履行するにつれて認識した収益に係る対価に対する当社グループの権利に関するものです。契約資産は、顧客との契約における義務の履行完了部分に相応する代金相当額を請求する際に、顧客との契約から生じた債権へ振替えられます。

契約負債は顧客から受領した前受金であり、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、4,049百万円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	5,593
1年超2年以内	2,389
2年超	3,198
合計	11,182

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 714円48銭
(2) 1株当たり当期純利益 123円97銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式並びに関係会社出資金
移動平均法による原価法

② その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ 棚卸資産

- ・商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

- ・原材料及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
（リース資産を除く）

主として定率法。ただし、当社で2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

- ② 無形固定資産
（リース資産を除く）

- ・市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上

- ・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

- ・その他の無形固定資産

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支払見込額に基づき計上しております。
- ④ 関係会社事業損失引当金 関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財務状況を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「収益認識に関する注記」に記載のとおりであります。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

市場販売目的のソフトウェアの評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

ソフトウェア 198百万円（うち、市場販売目的のソフトウェア 39百万円）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」に基づいて、機能改良に要した費用や研究開発終了後の費用を、将来の収益獲得が確実な範囲で資産計上しており、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しております。また、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用として処理しております。

②主要な仮定

見込販売収益の算定における主要な仮定は、販売計画に基づく受注予測であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

見込販売収益の算定に用いた受注予測について、見積り時に想定できなかった要因により変動した場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,335百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び債務 | |
| 区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 42百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 18百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

(関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額)

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 営業取引による取引高 | |
| ① 売上高 | 45百万円 |
| ② 仕入高 | 26百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 101百万円 |
| (2) 営業取引以外の取引高 | 13百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式	1,201,787	211	4,500	1,197,498

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加44株及び譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う自己株式の無償取得による増加167株によるもので、減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の処分4,500株による減少分であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損否認額	76百万円
投資有価証券評価損否認額	127百万円
関係会社株式評価損否認額	522百万円
貸倒引当金否認額	61百万円
関係会社事業損失引当金否認額	31百万円
賞与引当金否認額	229百万円
減価償却否認額	26百万円
その他	173百万円
小計	1,250百万円
評価性引当額	△857百万円
繰延税金資産合計	392百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	-
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	392百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Soliton Systems Inc.	所有直接100%	役員の兼任 資金の貸付 製品の販売 業務委託	資金の貸付 (注1)	15	関係会社 短期貸付金	319
子会社	Soliton Systems Europe N.V.	所有直接100%	役員の兼任 資金の貸付 サービスの仕入 業務委託	資金の貸付 (注1)	17	関係会社 短期貸付金	-
				増資の引受 (注2)	1,124		

(注1) 市場金利を勘案して決定しており、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 増資の引受については、デット・エクイティ・スワップ方式による貸付金の現物出資を行っております。

(2) 役員及び主要株主等

種類	会社名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	有限会社 Zen-Noboks (注4)	被所有直接44.3%	-	不動産の売却 (注3)	115	建物及び構築物 土地	-

(注3) 出張者用の社宅について利用が減少しており、売却しました。取引金額については、不動産鑑定評価書を取得し決定しております。

(注4) 有限会社Zen-Noboksは、当社代表取締役である鎌田信夫の個人資産管理会社であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	715円01銭
(2) 1株当たり当期純利益	118円21銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。